

地方独立行政法人茨城県西部医療機構 第3期中期目標（案）の策定について

1 地方独立行政法人制度における中期目標

地方独立行政法人制度における中期目標とは、地方独立行政法人が一定期間（茨城県西部医療機構については4年間）に達成すべき業務運営に関する目標のことです。これは設立団体の長が、評価委員会の意見を聴いたうえで、議会の議決を経て策定し、法人に指示するものです。

法人は、中期目標を基礎として、これを達成するための具体的な中期計画を策定し、設立団体の長の認可を受けなければなりません。

また、中期目標は、法人の業務運営の自主性を尊重し、目標達成の評価基準を示すための指針となります。

2 策定の考え方

第3期中期目標（令和8年度から令和11年度までの4年間の目標）においては、厚生労働省が示す「新たな地域医療構想」、第8次茨城県保健医療計画、筑西市総合計画など、関連する各種計画との整合を図ります。

また、筑西・下妻保健医療圏において、人口構造の変化に伴う医療需要や医療人材の不足など、各種の課題に対応することを踏まえて策定します。

3 第3期中期目標（案）のポイント

(1) 将来の医療需要への対応

- ア 地域医療構想への対応や、医療提供圏域の趣旨を踏まえ、広域的な連携の必要性を強調します。あわせて、地域の医療機関との役割分担と連携強化を推進し、地域全体の医療提供体制の最適化を図ります。
- イ 「予防医療の充実」の項目を新設し、ちくせい総合健診センターを基盤として、疾病的早期発見や健康寿命の延伸などの課題に対応します。
- ウ 在宅医療の充実を明記し、増大する在宅療養のニーズに対し、医療と介護の連携によって対応します。

(2) 持続可能な運営体制の構築

- ア 「医療DXの推進」の項目を新設し、デジタル技術の活用により、業務効率と医療の質を向上させることで、限られた資源で質の高い医療を継続できるよう、運営体制を強化します。
- イ 厳しい人材獲得競争の中、医療人材の確保を推進するとともに、職員の満足度を高めることで離職を防ぎ、人材の定着を図ります。

(3) 経営基盤とガバナンスの強化

- ア 目標管理を徹底し、数値目標による経営の「見える化」や、収益基盤の分析により、説明責任を果たせる体制を構築します。
- イ 内部統制の強化及びリスク管理の徹底を図り、医療事故や不正行為の事前評価に努めることで、住民からの信頼向上を図ります。

4 今後のスケジュール

- ア パブリックコメント（8～9月）、茨城県西部医療機構評価委員会の意見徵取（10/23）
- イ 令和7年第4回筑西市議会に議案提出（12月）

【参考法令】

地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日号外法律第百十八号）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならぬ。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（料金及び中期計画の特例）

第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

- 2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。